

そこが知りたいっ！

— 公共下水道事業受益者負担金 —

トイレの水洗化や側溝の悪臭の解消など、快適な生活の実現に大きな効果を発揮する市の公共下水道。供用が開始された区域では「受益者負担金」をお納めいただくことになっています。

今回はこの受益者負担金について説明します。皆さんのご理解をよろしく願います。

A Q なぜ納めなければならないのですか？
通常、公共施設の整備は公費で賄うものですが、下水道事業の場合は整備された区域のかただけが利益を受けることになりますから、公費だけで賄うと未整備区域のかたとの間に不公平が生じることになります。そこで、負担の公平を図るため、事業費の一部を受益者負担金として公費に還元していただいているのです。

A Q 納めるのはだれですか？

A 原則として下水道整備区域内の土地所有者に負担していただきますが、借地権など権利の目的となっている土地（一時的なものは除く）については、権利者に納めていただきます。例えば、土地を半ば永住する意向で借地している場合には、実際に下水道の利益を受ける借地人が納めることになります（図参照）。農地などにもかかるのですか？

A Q 受益者負担金は、原則として区域内のすべての土地についてお願いするものですが、中には農地や山林、原野などのように、下水道が整備されても利益を生じない土地もあります。このような土地については、宅地化されるまで受益者負担金の徴収を猶予することになります。

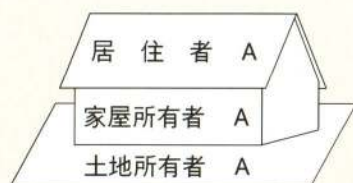
A Q いくらぐらいかかるのですか？

A 土地の面積に一平方メートルあたり四百二十円を乗じて算出（十円未満は切り捨て）します。例えば、土地百坪（三百三十・五八平

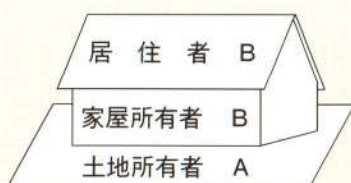
方メートル）に対する受益者負担金の額は十三万八千八百四十円となります。

A Q なぜ土地の面積で計算するのですか？
A 下水道による利益の程度の判断基準は、土地の面積以外に建物の大きさや家族数などが考えられますが、これらの内容はいつ変化するとも限らず、長期的に見て不安定で、かえって不公平を招くことになります。下水道が面

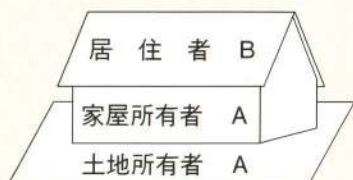
受益者負担金をお納めいただくかた（受益者）



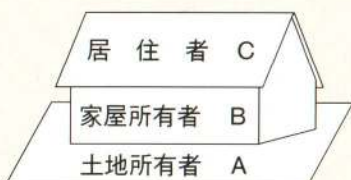
負担金を納めるかた A
(自分の土地に自分の家を持つてそこに住んでいるかた)



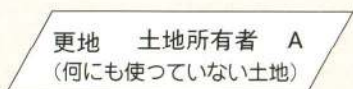
負担金を納めるかた B
(借地の上に自分の家を建ててそこに住んでいるかた)



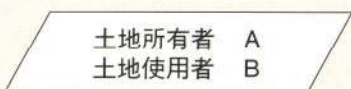
負担金を納めるかた A
(貸家・アパート・間貸など)



負担金を納めるかた B
(貸家・アパート・間貸など)



負担金を納めるかた A



負担金を納めるかた B
(一時使用の場合は除く)

的に整備されることや土地の利用価値が上がる点を考えると、面積を基準にする方が公平な負担方法だと考えます。

A Q いつから納めることになるのですか？
A 下水道が整備されて使用できるようになる（供用開始）年度から納めていただきます。

A Q 一括納付しなければならぬのですか？
A 五年分割で納めていただきます。さらに各年四期に分けますから、全二十回払いになります。なお、最初の一回で全額を納めると、一五％割引される制度があります。

下水道についてのお問い合わせ、ご相談は下水道課（内線340・356）へ。お気軽にどうぞ。